

政府の少子化対策について

子育てシンポジウム

地域における子どもの育ちを考える
～ 保育の質、行政と住民の役割とは～

基調講演

平成18年7月26日(水)

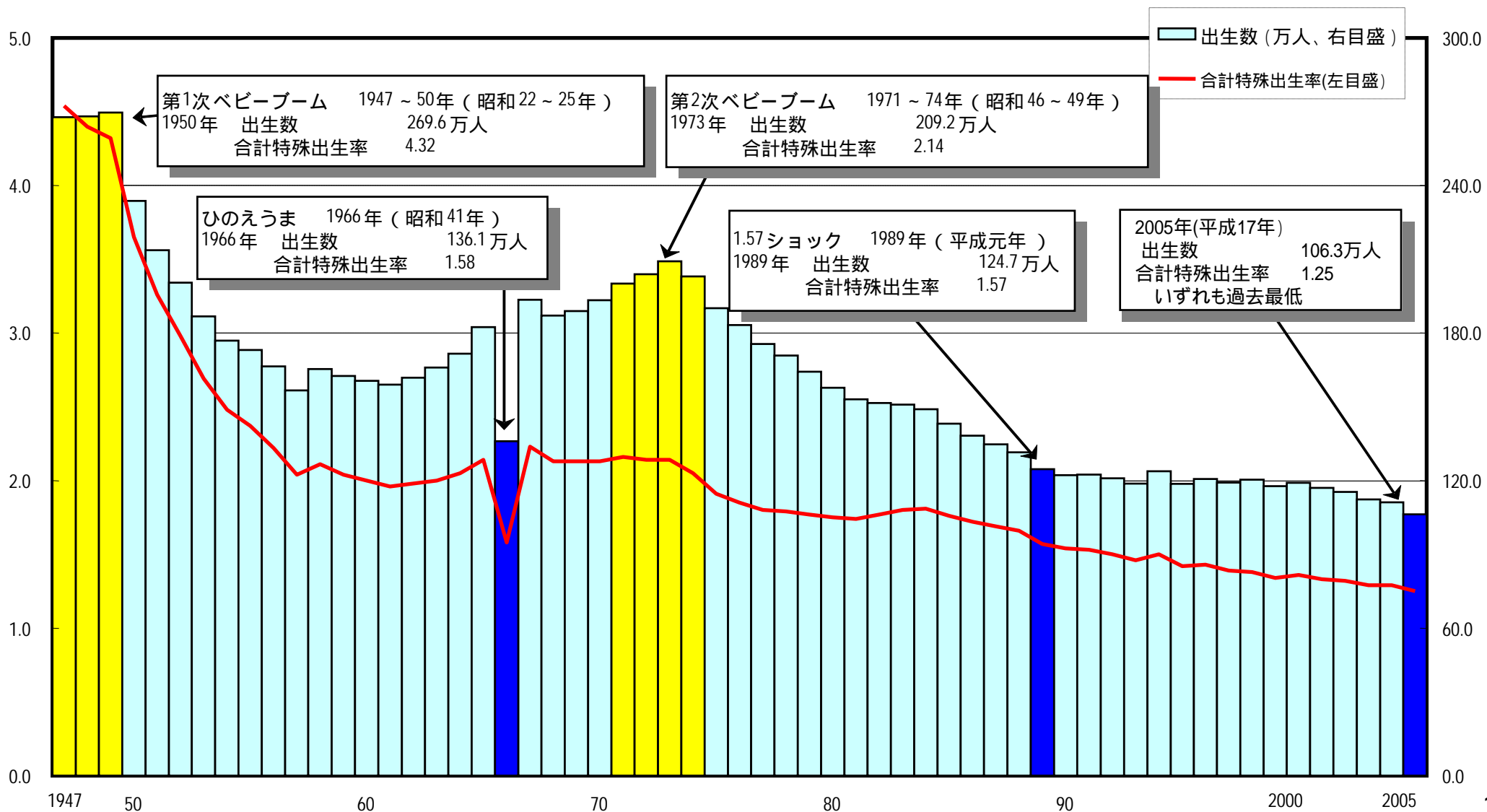
主催: 文京区認可保育園父母の会連絡会(父母連)、子育てシンポジウム実行委員会
会場: 貞静学園中学高等学校第一体育館

内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)

猪口邦子

1. 出生数及び合計特殊出生率の推移

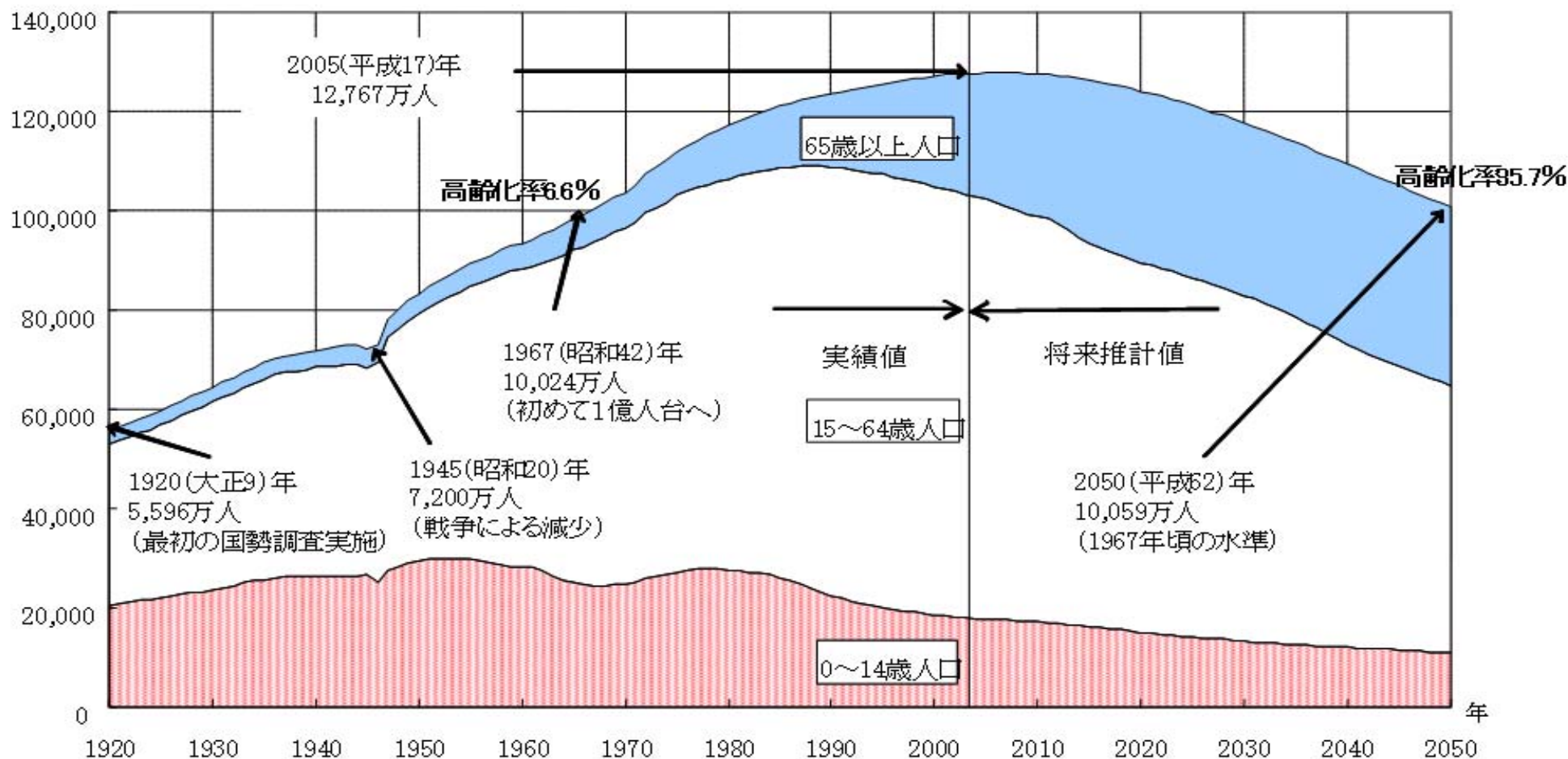
現在、我が国においては急速に少子化が進行。
第2次ベビーブーム以降、30年間にわたって出生率、出生数ともに低下している。
2005年の合計特殊出生率は1.25、出生数は106.3万人と過去最低。



2 . 人口減少社会の到来

現状のまま少子化が進行すると、2050年には総人口が1億人となる。
また、総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は35.7%に達し、我が国では、

(千人) 超少子高齢社会が到来することになる。



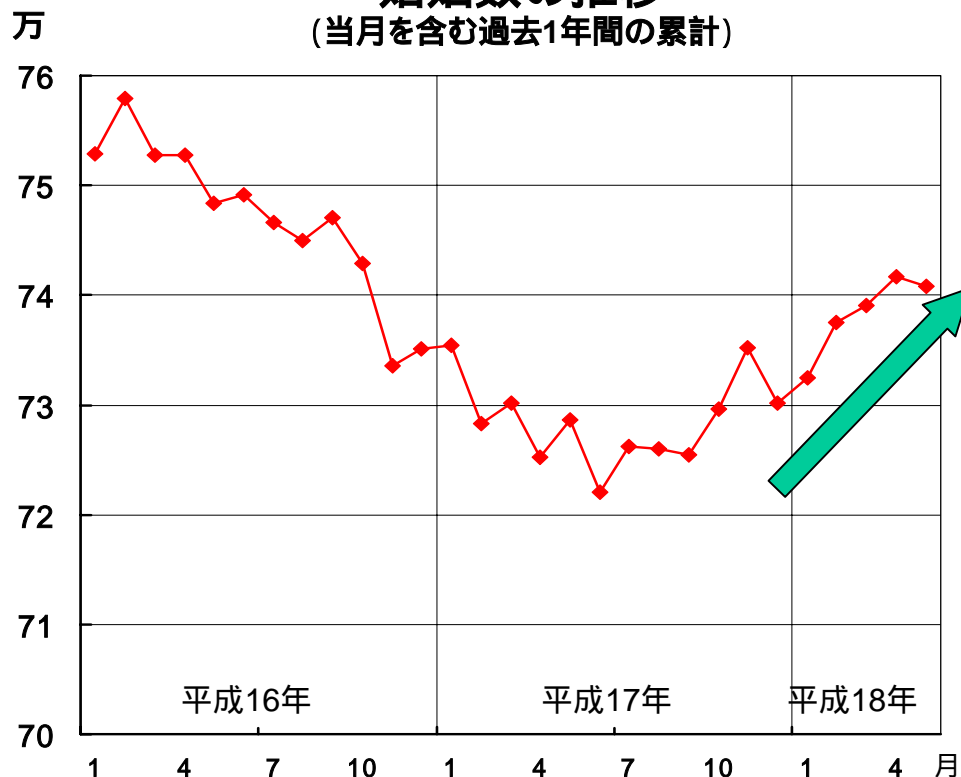
資料:2003年までは総務省統計局「国勢調査」、10月1日現在推計人口、2004年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成4年1月推計)」

注:1941~1943年は1940年と44年の年齢区分別人口を中間補間した。1946年~71年は沖縄県を含まない。

3. 出生、婚姻の速報値

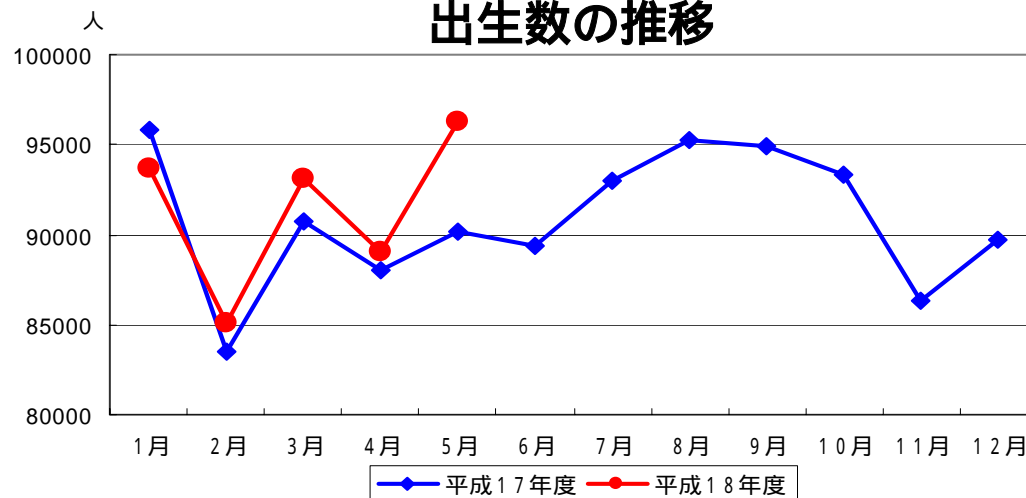
最近の出生、婚姻の状況を見ると、5月時点で出生数は対前年比で9千人増、婚姻数は1万件増となっている。
 (2005年10月の第3次小泉改造内閣の発足により、専任の少子化対策担当大臣を設置。2005年12月より全国10ブロック大臣行脚開始)

婚姻数の推移
 (当月を含む過去1年間の累計)



資料: 人口動態統計速報

出生数の推移



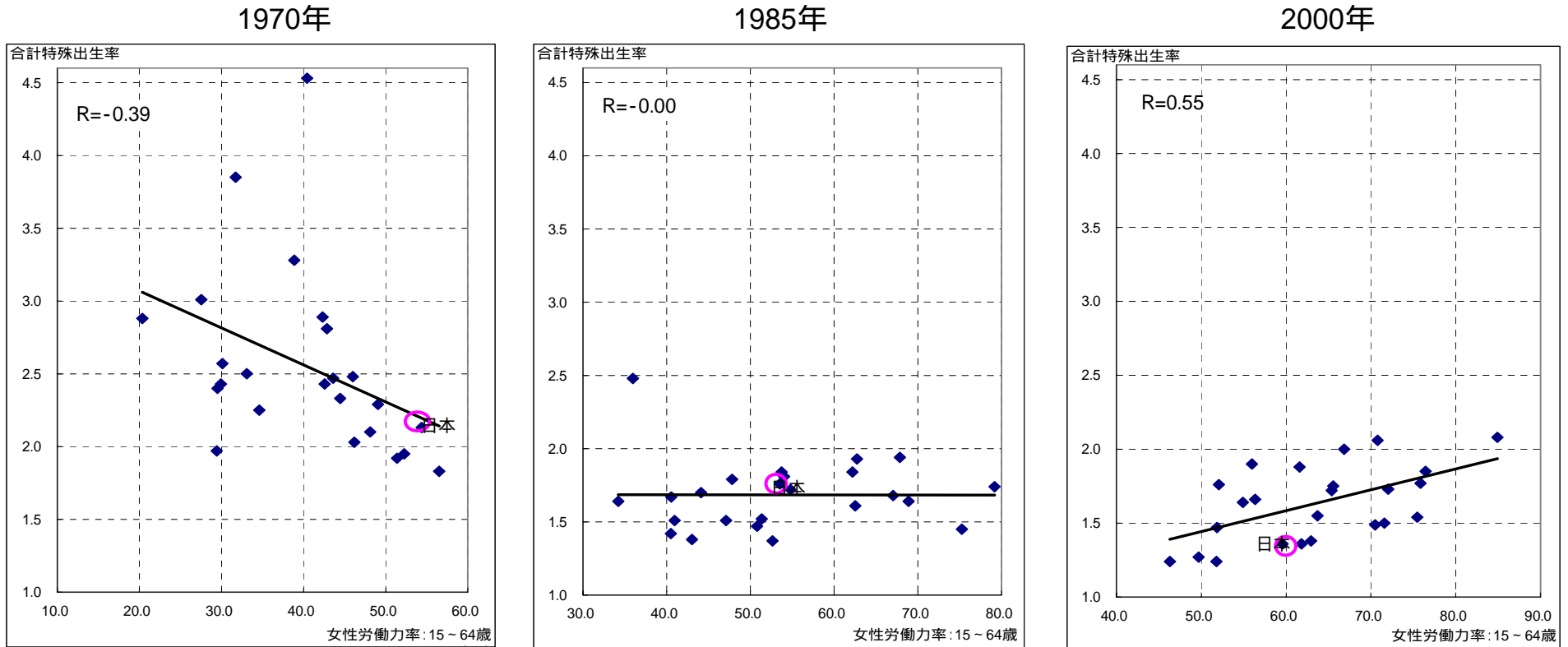
(単位: 千人)

	1月	2月	3月	4月	5月	1~5月 累計
平成18年	93.7	85.1	93.1	89.0	96.2	457.2
平成17年	95.8	83.5	90.7	88.0	90.1	448.2
対前年 同月差	2.1	1.6	2.4	1.0	6.1	<u>9.0</u>

4. 出生率と女性の労働力率との関係(1)

2000年時点では、女性労働力率が高い国ほど、出生率も高い傾向。
(OECD加盟24か国における女性労働力率と合計特殊出生率)

< 合計特殊出生率と女性労働力率 >

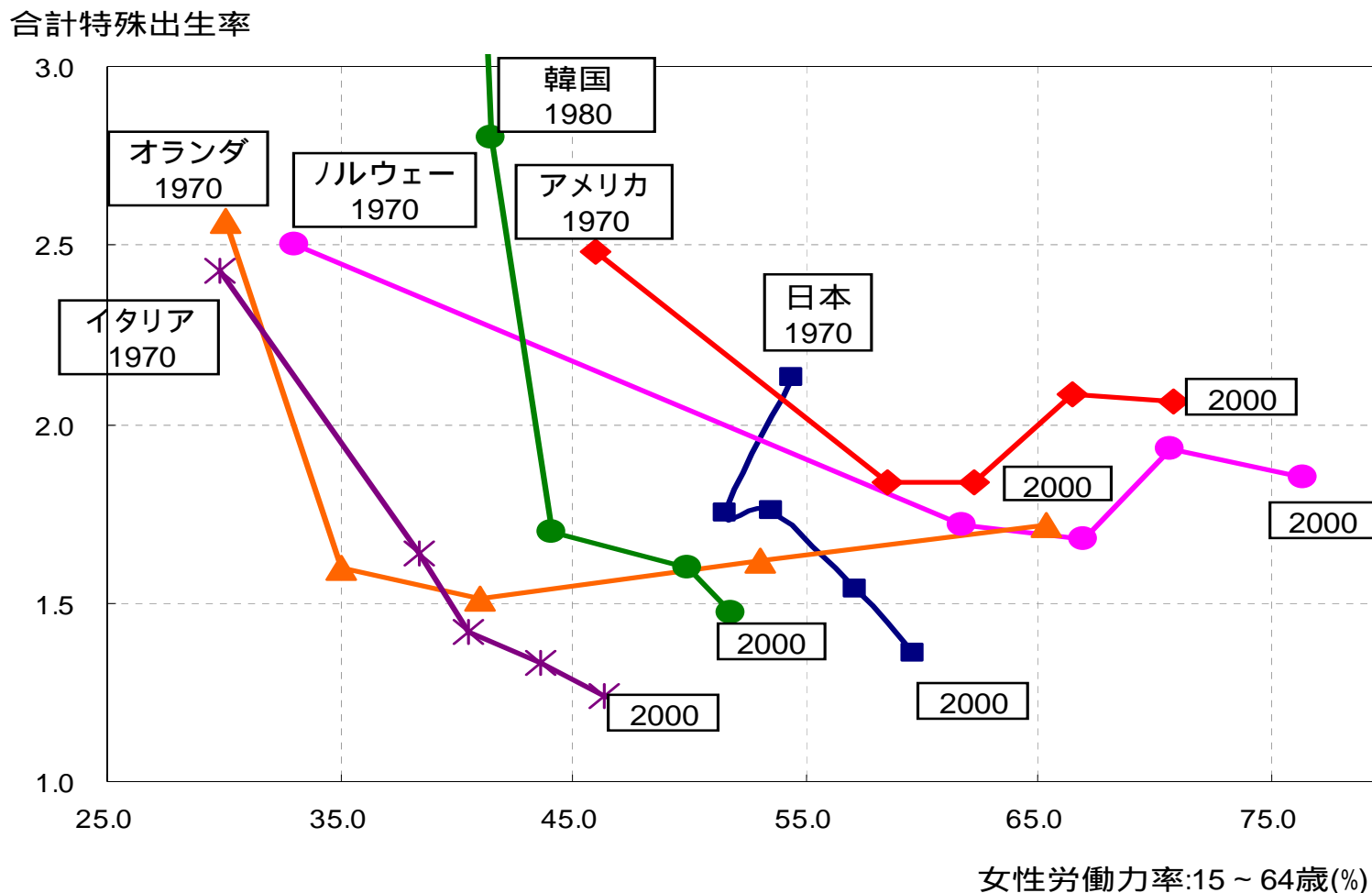


データ出所: Recent Demographic Developments in Europe 2004, 日本: 人口動態統計, オーストラリア Births, No.3301, カナダ: Statistics Canada, 韓国: Annual report on the Vital Statistics, ニュージーランド: Demographic trends, U.S.: National Vital Statistics Report, ILO Year Book of Labour Statistics

出典: 内閣府 男女共同参画会議「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」
「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」(平成17年)

5. 出生率と女性の労働力率の関係(2)

欧米は女性の労働力率が上昇し、出生率も高いのに対し、日本は出生率が低下し、女性労働力率の上昇幅も小さい。

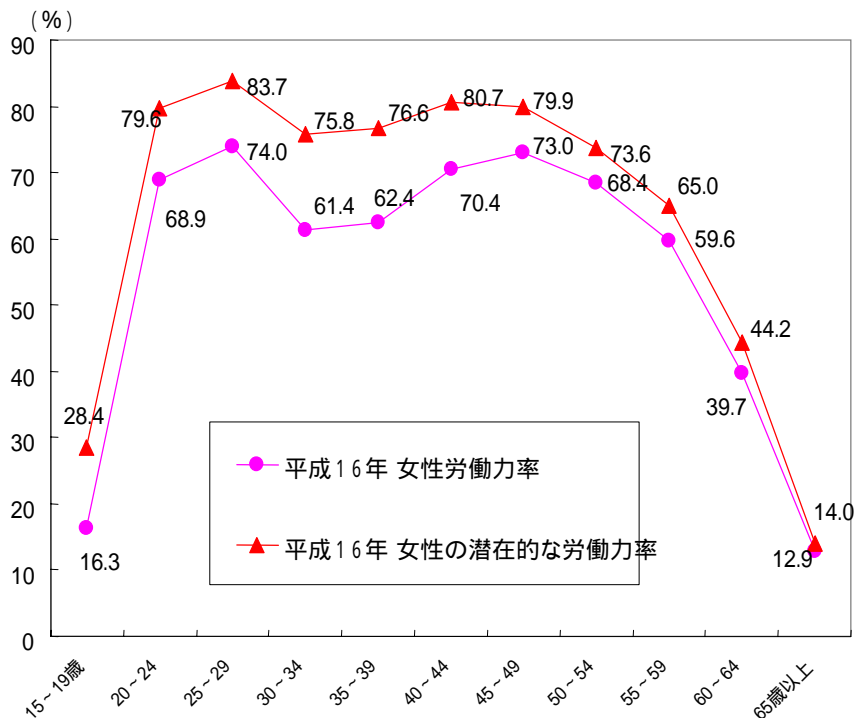


注:1970年、80年、85年、90年、2000年の5時点。韓国の70年の合計特殊出生率は4.53、女性労働力率は40.4%

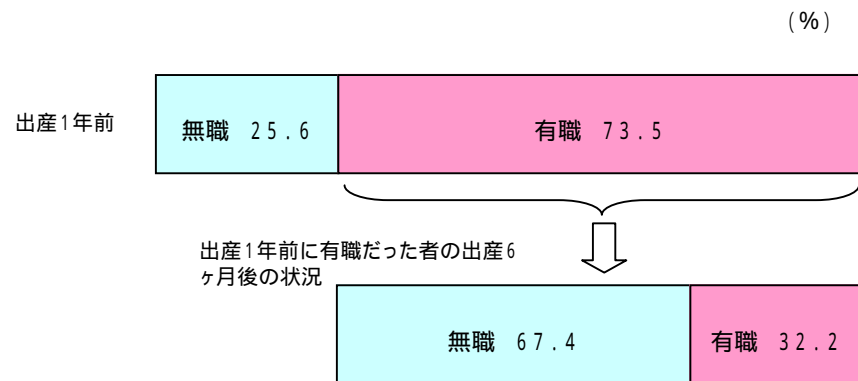
6. 女性の就業状況について

出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多い。

第1子出産を機に約7割が離職している。



資料出所: 総務省統計局「労働力調査」(平成16年)
 総務省統計局「労働力調査詳細結果」(平成16年)



資料出所: 厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(平成13年)
 調査対象: 平成13年1月10日～17日、7月10日～17日の間に出生した子の母親

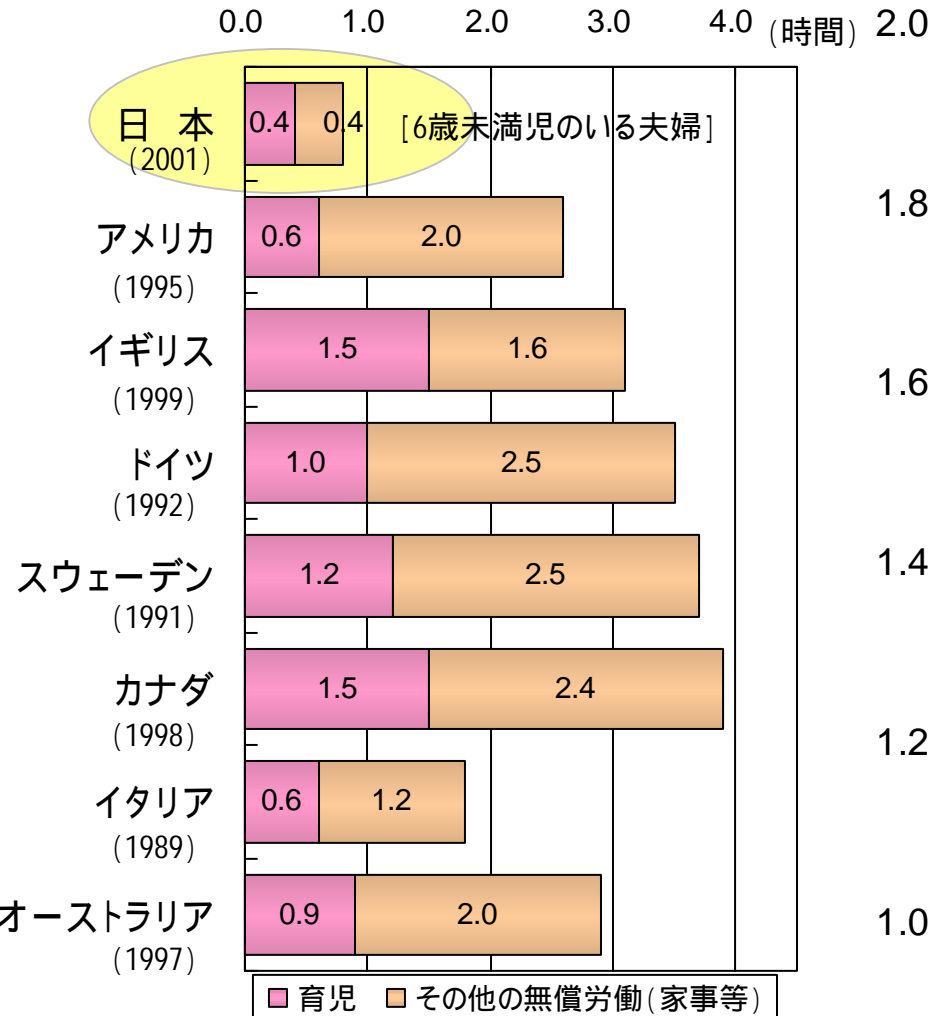
$$\text{労働力率} = \frac{\text{就業者} + \text{仕事がなく、探している者}}{\text{15歳以上人口}}$$

$$\text{潜在的な労働力率} = \frac{\text{就業者} + \text{仕事がなく、探している者} + \text{探していないが、就業を希望している者}}{\text{15歳以上人口}}$$

7. 男性の家事・育児時間

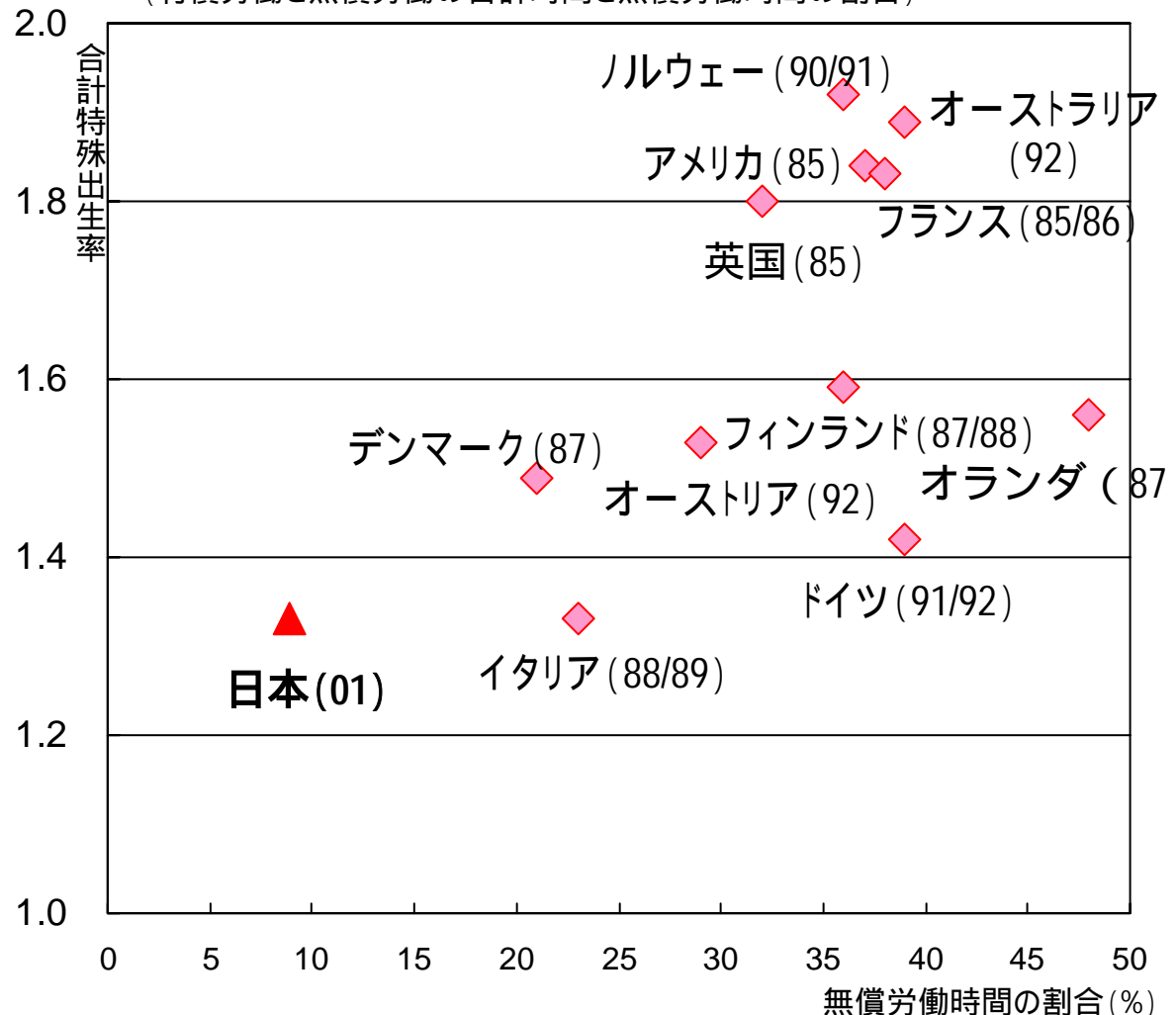
我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準。
男性の家事・育児時間割合が低いと出生率も低い傾向。

5歳未満児のいる夫婦の夫の育児、家事時間



先進諸国の男性の家事・育児時間割合と出生率

(有償労働と無償労働の合計時間と無償労働時間の割合)



8. 「子ども・子育て応援プラン」の概要

エンゼルプラン(1995～99年度)、新エンゼルプラン(2000～2004年度)に代わるものとして、平成16(2004)年12月に策定、平成17(2005)年度から実施。
少子化社会対策大綱の基本的実施計画として、総合的に少子化対策を推進。

【4つの重点課題】

若者の自立とたくましい子どもの育ち

【平成21年度までの5年間に講ずる施策・目標(例)】

若年者向けの就労に関するカウンセリングや職業紹介などを一貫して提供するワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)における支援充実や奨学金事業の充実

仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

育児休業取得率向上(現在、男性0.56%、女性70.6%の10年後の目標として、男性10%、女性80%)
育児等による退職後の再就職準備支援を推進

生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

児童館等における乳幼児とふれあう機会の提供
子育て理解教育の推進

子育ての新たな支え合いと連帯

待機児童ゼロ作戦の推進(保育所利用児童数 197万人(2004年度) 定員215万人(2009年度))
放課後児童クラブの推進(クラブ数 15,133か所(2004年度) 17,500か所 小学校区の4分の3(2009年度))
ファミリー・サポート・センターの推進(センター数 344(2004年度) 710(2009年度))

9. 少子化担当大臣と地方自治体トップの ブロック会合の実施

実施内容

少子化対策の実効ある推進における都道府県及び市町村の役割は極めて大きい。このため、「少子化担当大臣と地方自治体トップのブロック会合」を昨年12月より本年4月まで全国10のブロックにおいて実施し、知事など地方自治体トップと少子化対策についての取組及び国への提言・要望などについて活発な議論を行った。

開催方法

全国のブロックごとに猪口少子化担当大臣を議長として開催。
都道府県知事、政令指定都市の長等と意見交換

成果

ブロック会合では、県知事など地方自治体トップより、少子化対策に係る様々な意欲的取組や国への強い要望もあり、政府の「新しい少子化対策について」に反映。

開催ブロックの日時及び地域

平成17年12月18日(日)	九州(熊本県熊本市)	平成18年3月25日(土)	近畿(福井県福井市)
平成18年1月7日(土)	東海・北陸(石川県金沢市)	平成18年4月1日(土)	中国(広島県広島市)
平成18年2月4日(土)	四国(徳島県鳴門市)	平成18年4月9日(日)	東北(山形県山形市)
平成18年2月12日(日)	南関東(神奈川県横浜市)	平成18年4月16日(日)	北海道(北海道札幌市)
平成18年2月19日(日)	北関東(茨城県水戸市)	平成18年4月22日(土)	東京(東京都港区)

少子化担当大臣と地方自治体トップのブロック会合の様子



10 . 新しい少子化対策について

2006年6月20日、少子化対策に関する政府・与党協議会において合意
同日、少子化社会対策会議(会長:総理、全閣僚で構成)で決定
「骨太方針2006」に盛り込み、強力に推進

急速な少子化の進行
と人口の減少

〔合計特殊出生率 1.25
出生数 106万人〕

〔初の人口自然減 2万人〕

経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題

出生率の低下傾向を反転させる

社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため

少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図る

(1) 社会全体の意識改革

- ・ 子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任
- ・ 国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組む

(2) 子どもと家族を大切にするという視点にたった施策の拡充

子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援
すべての子育て家庭を支援するため地域における子育て支援策を強化(特に在宅育児、放課後対策)
仕事と子育ての両立支援の推進や、子どもと過ごす時間を確保できるよう男性を含めた働き方の改革
親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含めた総合的な対策の推進
就学期における子どもの安全対策、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援の拡充

新たな少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

出産育児一時金の支払い手続の改善
妊娠中の健診費用軽減
不妊治療の公的助成の拡大
妊娠初期の休暇などの徹底・充実
産科医等の確保等産科医療システムの充実
児童手当制度における乳幼児加算の創設
子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

未就学期(小学校入学前まで)

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
待機児童ゼロ作戦の更なる推進
病児・病後時保育、障害児保育等の拡充
小児医療システムの充実
行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
育児休業や短時間勤務の充実・普及
事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
子どもの事故防止策の推進
就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進
スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等
学生ベビーシッター等の推奨

(2) 働き方の改革

若者の就労支援
パートタイム労働者の均衡処遇の推進
女性の継続就労・再就職支援
企業の子育て支援の取組の推進
長時間労働の是正等の働き方の見直し
働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

(3) その他の重要な施策

子育てを支援する税制等を検討
里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
食育の推進
家族用住宅、三世帯同居・近居の支援
結婚相談等に関する認証制度の創設

国民運動の推進

(1) 家族・地域の絆を再生する国民運動

「家族の日」や「家族の週間」の制定
家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催
働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

(2) 社会全体で子どもや生命を大切にする運動

マタニティマークの広報・普及
有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供
生命や家族の大切さについての理解の促進

11. 新しい少子化対策について(保育所関係抜粋)

(1)子育て支援策

未就学期(小学校入学前まで)

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充

- ・つどいの広場や一時預かり施設などの子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進

待機児童ゼロ作戦の更なる推進

- ・待機児童ゼロ作戦を続行し、5年度には実際に待機児童ゼロを目指す。
- ・認定子ども園の活用促進を図る。

病児・病後児保育、障害児保育等の拡充

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」(仮称)の推進

- ・地域子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施。
- ・地域の大人(教職を目指す大学生や退職教員等)の協力を得て、学習機会の提供を含む様々な活動の機会を提供

ハン・ミョンスク韓国国務総理と会談（2006年7月19日）

ハン総理から、少子化対策について日本の取組を参考にしており、今後両国で情報交換や政府間交流等を一層進めていきたい旨の発言を得た。



ユ・シミン韓国保健福祉部長官と少子化問題について会談 (2006年7月18日)

世界で最も急速に少子化が進行している日韓両国の現状について意見交換を行い、政府担当者間の情報交換や交流等、両国間の連携を一層密にすることとした。

